



物価高に立ち向かう皆さんを応援します！



各務原市



中小企業者等物価高騰対策 支援事業補助金のご案内

エネルギーや仕入れ価格などの物価高騰の影響を受け業績が悪化している中小企業などの負担軽減及び経営支援の為に補助対象となる事業に補助を行います。

補助上限

10 万円

補助対象経費の 1/2 以内の額

申請期間

令和 7 年

令和 8 年

9 月 1 0 日 (水) ~ 1 月 1 5 日 (木)

※当日消印有効

対象者

市内に本社又は主たる事業所を有する者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 中小企業信用保険法(昭和 25 年 12 月 14 日法律第 264 号)第 2 条第 5 項第 5 号に規定する指定業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を行う者で、以下のいずれかの基準を満たすものであること。
 - ア 最近 3 か月の売上高等が令和 4 年、令和 5 年又は令和 6 年の同期に比して **5%以上減少**していること。
業歴が 3 か月以上 1 年 3 か月未満の場合、最近 1 か月の売上高等が当該月の直前 3 か月の月平均売上高等に比して 5%以上減少していること。
 - イ 最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が令和 4 年、令和 5 年又は令和 6 年の同期に比して **20%以上減少**していること。
 - ウ 売上原価に対する原油及び石油製品(以下、「原油等」という)の仕入価格の割合が 20%以上であり、最近 1 か月の原油等の平均仕入単価が令和 4 年、令和 5 年又は令和 6 年の同期に比して **20%以上上昇**しているにもかかわらず、最近 3 か月の売上高等に占める原油等の仕入価格の割合が原油等の比較年度同期の売上高等に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 各務原市補助金交付規則第 3 条の 3 各号のいずれにも該当していないこと。
- (5) 一の年度において、補助金の交付を受けていないこと。

補助額

補助対象経費の 2 分の 1 【上限 1 0 万円】 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

※先着順に受け付け、予算額に達し次第、申請受付を終了します。

対象事業

- ◆ 広 告 ・ 宣 伝 ◆
 - ・新聞、雑誌(フリーペーパー含)、インターネット、屋外看板、デジタルサイネージ等への広告に要する経費
 - ・チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費、他
- ◆ 省エネルギー機器の導入 ◆
 - ・高効率空調設備の導入に要する経費
 - ・LED 照明機器の導入に要する経費、他
- ◆ 商 品 開 発 ◆
 - ・新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費
 - ・新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費、他
- ◆ 販 路 開 拓 ◆
 - ・インターネット販売の追加及び強化に要する経費
 - ・企業展への出展に要する経費、他
- ◆ 人 材 育 成 ・ 確 保 ◆
 - ・従業員のスキルアップのための研修に要する経費
 - ・就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費、他
- ◆ 経営再建・事業継続 ◆
 - ・コンサルティングに要する経費
 - ・事業継続、承継及び転換に要する経費、他
- ◆ 生 産 性 向 上 ◆
 - ・生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に要する経費、他
- ◆ 売 上 原 価 の 抑 制 ◆
 - ・外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の導入に要する経費
 - ・原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費、他
- ◆ 災 害 対 策 ◆
 - ・災害用備品購入に要する経費、他

※補助金交付決定後に発注、購入、契約などを行い、**令和8年2月20日まで**に納品などがなされ、支払いが完了している必要があります。

必要書類

- (1) 各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 物価高騰の影響による売上高減少の申告書(様式第3号及び様式第3号の2)又は物価高騰の影響による営業利益率減少の申告書(様式第4号)又は物価高騰の影響による仕入価格上昇の申告書(様式第5号)
 - (4) 各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金に係る誓約・同意書(様式第6号)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- ※申請書の様式は、各務原市のウェブサイトからダウンロードできます。

申請方法

オンライン(専用フォーム)または、窓口、郵送で商工振興課へ



←市ウェブサイトはこちら

補助金交付の流れ

事業者



各務原市



①申請 → ②補助金交付決定 → ③事業実施・実績報告 → ④審査・交付確定 → ⑤請求 → ⑥支払い

問合せ
書類提出先



各務原市役所 商工振興課 担当：平松

〒504-8555 各務原市那加桜町 2-186 産業文化センター 6F
☎ 058-383-7236 ✉ syoko03@city.kakamigahara.gifu.jp

